

日本の領土

現代社会

憲法

政治

経済

国際社会

これから

今日の問い

日本の領土や領海はどこまで、どんな問題があるのだろう。

読み終えたら、最後の「問いへの答え」を見る前に、自分の言葉で答えてみよう。

1 領土・領海・領空

領域

りょうかい
領海

海岸から12海里までの海。主権がおよぶ。

はいたてきげいざいずいき
排他的経済水域

海岸から200海里までで、資源の権利をもつ海。

こうかい
公海

どの国の船も自由に使える海。

国の主権がおよぶ範囲を領域といい、陸地の**領土**、沿岸から12海里(約22km)までの**領海**、領土と領海の上空の**領空**からなる。領海の外側で、沿岸から200海里(約370km)までの海は**排他的経済水域**とよばれ、沿岸の国が水産資源や鉱産資源を利用する権利をもつが、ほかの国の船が通ることはできる。

排他的経済水域の外側は、どの国の船も自由に航行できる**公海**である。日本は島国で、領土の面積は約38万km²だが、排他的経済水域を合わせると広い海をもっている。日本の東の端は**南鳥島**、南の端は**沖ノ鳥島**で、沖ノ鳥島は水没しないよう護岸工事が行われ、広い海を守っている。海は漁業や資源開発の場として、国の暮らしを支える大切な財産である。

2 領土をめぐる問題

北方・竹島

ほっぽうりょうど
北方領土

北海道の沖にあり、ロシアが占拠している島々。

たけしま
竹島

島根県に属する島。韓国が占拠している。

せんかくしょうとう
尖閣諸島

沖縄県の島々。日本が有効に支配している。

日本には、領土をめぐる問題をかかえている地域がある。北海道の北東にある**択捉島**・国後島・色丹島・歯舞群島からなる**北方領土**は、第二次世界大戦の末にソ連が占領し、現在もロシアが不法に占拠している。日本は返還を求めて交渉を続けている。

島根県の**竹島**は韓国が不法に占拠している。日本は国際司法裁判所での解決を提案してきたが、韓国は応じていない。北方領土と竹島について、日本は話し合いによる平和的な解決をめざしている。沖縄県の**尖閣諸島**は日本が有効に支配する固有の領土で、解決すべき領有権の問題は存在しないというのが日本政府の立場だが、中国などが領有を主張している。領土の歴史や根拠を正しく知ることが大切である。

場所	都道府県と現状
北方領土	北海道。ロシアが不法に占拠
竹島	島根県。韓国が不法に占拠
尖閣諸島	沖縄県。日本が有効に支配

問いへの答え

日本の領域は領土・領海・領空からなり、領海の外側に沿岸から200海里までの排他的経済水域が広がる。北方領土はロシアが、竹島は韓国が不法に占拠しており、日本は平和的な解決を求めている。日本が有効に支配する尖閣諸島については、中国などが領有を主張している。

次は **ノート** で、下線に語句を書きながら確かめよう →

